

地域自治組織の制度比較

【最終答申】

資料1

名称 区分	地域審議会	地域自治組織	
		一般制度（行政区タイプ）	特別地方公共団体タイプ
根拠となる法律	合併特例法（平成17年3月31日まで）	地方自治法の改正？（H17.4.1以降適用？）	新しい法律を制定？（H17.4.1以降適用？）
組織の性格 （法人格）	法人格なし～合併後市町村の附属機関 合併関係市町村の協議によって定められた 一定の期間に限り設置されるものであり、 市町村建設計画の期間（5～10年）も考慮 されることが適当	法人格なし～基礎自治体（市町村）の組織の 一部 基礎自治体（市町村）の条例で設置できる （一般制度であるため、設置期間の限定なし） 市町村合併に際して設置する場合は、条例に 代えて、あらかじめ合併協議によって定める こともできる	法人格あり～基礎自治体（合併後市町村）の補助機関の地位 を兼ねることも可能 合併前の旧市町村のまとまりに特に配慮すべき事情がある 場合、合併協議により規約を定め合併後の一定期間に限り、 合併前の旧市町村単位に設置できる 法人格を有するため、設置に当たっては知事の関与（設置 の認可など）が必要
事務等の考え方	具体的な任務は合併関係市町村の協議による <一般的な例示（想定事項）> ・市町村建設計画の変更等について、合併後市 町村の長の諮問に応じて意見を述べること ・市町村建設計画の執行状況などについて、 必要に応じ合併後市町村の長に意見を述べ ること	基礎自治体（市町村）の一部として当該区域 に係る事務を分掌	基礎自治体（合併後市町村）の事務で法令により処理が義務 づけられていないものうち当該区域に係る地域共同 的な事務で規約で定めるものを処理 法令により基礎自治体（合併後市町村）が処理することが 義務づけられている事務を処理することも可能
機 関	地域審議会 構成員の定数、任期、任免などの組織や運営 に関する事項は、合併関係市町村の協議によ って決定	地域自治組織の長 基礎自治体の長（市町村長）が選任 地域協議会 基礎自治体の長（市町村長）や地域自治組織の 長の諮問に応じて審議し、必要と認める事項を 建議できる 構成員は基礎自治体の長（市町村長）が選任 構成員は原則として無報酬 事務所 支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を 処理する	地域自治組織の長 基礎自治体の長（合併後市町村長）が選任 地域協議会 基礎自治体の長（合併後市町村長）や地域自治組織の長の 諮問に応じて審議し、必要と認める事項を建議できる 構成員の選出方法は規約で定める 構成員は原則として無報酬 事務所 地域協議会の庶務を処理する （支所、出張所的な機能を持つ場合もある） 職員は基礎自治体（合併後市町村）からの派遣又は兼務 を原則（臨時職員の採用可）
財 源	なし （地域審議会はあくまで諮問機関であり、直接 事務を執行することはないため）	必要な事業を実施できるよう、基礎自治体 （市町村）において予算措置を講じる	原則として、基礎自治体（合併後市町村）からの移転財源 による ・課税権と地方債の発行権限は有しない ・地方交付税の交付対象団体とはしない 上記の移転財源見合いの事務以外の事務を実施する場合、 何らかの住民負担によることができることを検討